

平成23年度生活保護業務の実施方針

小田原市福祉事務所

【実施方針策定の背景】

本市における生活保護受給者は、依然として増加傾向にあり、リーマンショック以降の経済不況が回復しない中、高齢世帯が約半数占めている生活保護世帯の保護に至る経過は複雑多岐に渡っており、さらに、その他世帯が急増するなど、引き続き対応が求められている。

平成21年10月に新たなセーフティネットとして、「住宅手当緊急特別措置事業」が創設されたため、失業等による社会的基盤の喪失やその恐れのある者に対しては、十分にこの制度の活用を図ると共に、保護の適正実施を推進していかなければならない。

また、ホームレス問題やドメスティックバイオレンス、ひきこもりなどが深刻な社会問題としてクローズアップされている中、社会的なセーフティネットである生活保護制度が担うべき責務として、常に現代的な社会問題への対応が求められ、その実施機関として、適正な判断と運営がより一層重要視されることとなる。

さらに、今後は東日本大震災の被災者や福島原発事故の避難者の保護申請、また、東京電力の計画停電の影響で収入が減少した世帯や稼働者が失職した世帯の保護申請の増加が想定される。

このような社会的要請に対応していくために、生活保護制度の在り方が見直しされたことから、自立支援プログラムの活用や現業員における個別指導により、組織的かつマニュアル化した実施体制の構築が求められている。同時に、事務執行の一層の効率化や迅速化等の社会的要求に応えていくことも強く認識していかなければならない。

平成22年度における実施方針に対する評価として次の点があげられる。

I 相談援助活動の推進

依然として増加の一途をたどる要保護者からの相談に対しては、専任の面接員2名と兼任ケースワーカー1名の体制としたことで、充実した継続的かつ安定的相談体制を維持することができた。

定期的に各地区で開催される民生委員の会合等に出席し、生活保護制度に対する理解を求めることにより、有益な情報交換を行うことができ、多方面において協力を得ることができた。

II 実施体制の強化

査察指導員が現業活動の掌握を常時行い、訪問活動の進行管理を細かく行うことで、ケースワーカーの訪問に対する意識の高揚を図ることができた。

無料低額宿泊所入所者に対しては、対策チームを中心に個々の課題を抽出し、自立に向けた支援や訪問調査を強化することができた。また、運営するNPO団体に参加を呼びかけ説明会を開催することにより、福祉事務所としての指導方針等を説明し、自立支援に対する協力を求めた。

ホームレスの方については、ボランティア団体と連携し的確に情報を把握するとともに、居宅設定や無料低額宿泊所への入所支援などを継続して実施していくことができた。

III 生活保護の適正実施

査察指導員による訪問活動の進行管理により、ケースワークの基本である訪問活動に力を入れ、被保護者のニーズを的確に把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行った。

IV 自立支援プログラムの充実

就労支援プログラムについては、女性の就労支援員を2名増員し、就労意欲喚起に重点を置きながら実施することで、就労プログラムへの参加者が増加した。

また、既存のプログラムの進行状況についても査察指導員が一括管理し定期的にケースワーカーに対してヒアリング等を行うことで円滑な推進ができた。

V 医療扶助・介護扶助の適正運営

退院促進個別援助プログラムを推進するため、退院促進員を1名増員し、長期入院患者に対する具体的な対応ができるようになったことで介護施設やグループホームに転所させることができ、医療費の抑制を図れた。

一方、平成22年度の実施方針の中で定めた次の事項については、十分な機能を果たせていないと判断される。

保護の実施体制については、平成23年度4月において査察指導員2名の増員が図られたが、現業員の増員はなく、社会福祉法で定める標準数に対して5名の不足が生じている。

他法他施策の活用、扶助費の算定など事務的なミスが散見された。障害者自立支援法第58条の適用の可否や障害年金の受給可否についても、組織的な対応として点検作業を行ったが依然として調査が終了していないものもあり、引き続き適正な保護の決定に努める必要がある。

仕送り収入をしている扶養義務者に対し、仕送り収入の履行状況の確認がなされていないため、定期的に確認作業を行い、扶養義務調査の徹底を図る必要がある。

課税調査により未申告収入が判明した際に、収入申告を求める作業等の事務処理が遅滞しているものもあるため、査察指導員による進行管理等、組織的な実施体制を整備していく必要がある。

以上を踏まえ、社会保障制度の根幹としての生活保護法のもつ意義と役割を十分認識し、また、市民の最後のよりどころである本法を安定的かつ有効に機能させるため、本市における平成23年度の生活保護業務の実施方針（基本事項）を次のように定める。

I 相談援助活動の推進

(1) 面接体制の強化

増加する要保護者からの相談に的確に対応するため、面接相談員（非常勤）を採用し、継続的・安定的相談体制を維持する。

(2) 民生委員等との連携

民生委員等との連携を更に密にして、要保護者の把握及び情報収集に努める。定期的に民生委員の会合等に参加するなど顔の見える関係を構築し円滑な業務推進を図る。

(3) 関係機関との連携による他法他施策の活用

要保護者に対する生活相談の中で、他法他施策の活用を十分行い得るよう、職員の知識の涵養に努めるとともに、関係機関との連携を強化する。

II 実施体制の強化

(1) 査察指導機能の充実

きめ細やかな業務の推進及び迅速な対応に努め、現業活動の掌握を常時行い、適宜必要な指示・助言が出来るよう査察指導台帳を作成し有効に活用していく。また、ケース審査の中で訪問活動の進行管理を行うとともに、被保護者の実態に応じた援助方針やケース格付となっているかをチェックしていく。

(2) 保健・医療・福祉・労働・警察との協力体制の強化

被保護者が抱える福祉ニーズの多様化に対応するため、関係機関との協力体制を緊密にしていく。

近年、生活保護に関する事件等が多発しており、本市においても傷害事件や恐喝事件が起き緊迫した状況にあることから、引き続き、警察との連携強化を図っていく必要がある。

(3) 現業員の確保及び資質向上

本年度、査察指導員2名が増員されたが、現業員の増員はなく、依然として標準数に対して5名不足する状況のため、今年度も人事担当部門に積極的に増員要望を行っていく。

また、業務遂行に必要な専門知識や技能習得のために、所内研修会を実施するとともに、外部の研修会・研究会に積極的に参加する。

(4) ホームレスの方への対応

ホームレスの方に対しては、定期的に市内を巡回し、無料低額宿泊施設やボランティア団体とも連携を図りながら、自立支援を促進する。居宅設定を行った方については、その後の生活が安定できるように支援を行っていく。

Ⅲ 生活保護の適正実施

(1) 年金受給及び自立支援医療の活用に係る調査実施

年金受給及び自立支援医療の活用に係る調査を引き続き積極的に推進し、生活保護の適正実施に努める。

特に、自立支援医療の活用については、引き続き、定期的にケースワーカーがレセプトを点検することとし、ケースワークに活用できるようにする必要がある。

(2) 扶養義務調査の徹底

扶養義務者宛名のデータ化を引き続き推進し、特に、継続ケースの扶養義務者に対して扶養義務の履行を強く求めていく。また、仕送り収入を認定している被保護者については、被保護者からの収入申告による確認だけでなく、定期的に扶養義務者に連絡を取り、仕送りの履行状況を確認すると共に、高齢者ケースとの交流継続や引き取りを強く求めていく。

(3) 課税調査の徹底及び早期実施

課税調査を徹底し、未申告収入が判明した際には、現業員が早期に対応するよう、査察指導員が調査結果の確認及び事務処理の進行管理を行い、組織的な実施体制を整備していく。

(4) 不正受給者への対応

不正就労をはじめ、不実の申告、母子家庭における児童扶養手当の支給要件欠如等、保護の適正実施のために法第29条調査の実施等を推進する。車両の保有や運転等については、訪問時の確認事項として注意深く行い、事実が発覚した場合には速やかに指導を行う。

(5) 訪問活動の適正な実施

査察指導員による訪問活動の進行管理により、ケースワークの基本である訪問活動に特に力をいれ、被保護者のニーズを的確に把握する必要がある。

(6) 不利益処分における事務手続きの適正実施

被保護者に対する法27条の適用については、指示、指導内容等が明確かつ適切であり、具体的な自立に向けての取組みを明示する。被保護者には、その内容を理解させ、指導指示に従わない場合は、不利益処分を行うことになることを明確に伝えるなど、適正実施を行う。

IV 自立支援プログラムの充実

(1) 就労支援プログラムの強化

平成17年度より就労支援事業を実施してきたが、就労意欲のあるものについては、一定の成果をあげている。昨年度から就労支援員を増員したため、今年度は更なるプログラムの推進を行い、意欲喚起を中心とした就労支援により、被保護者の意識の高揚を図っていく。

(2) 自立支援プログラムの実施、改定

各プログラムの実効性をより高めるために、引き続き問題点や矛盾点の洗い出しを行い、適宜、改定を行い、他法他施策の有効活用を図っていく。

V 医療扶助・介護扶助の適正運営

(1) 嘱託医の有効活用

医療扶助受給者の生活指導及び稼働能力の有無について、嘱託医からの指導・助言を有効に活用する。

(2) レセプト点検・医療扶助業務の委託

レセプト点検、医療券、要否意見書の発行管理、医療ファイルの整備等については、効率的な事務執行を行うため、昨年度に引き続き専門能力を有する事業者へ委託し、医療扶助の適正運営に資する。また、常時、最新状態に整備された医療ファイルに基づき、被保護者の病状等を的確に把握し、処遇の充実を図る。

(3) 長期入院患者の退院促進

昨年度から退院促進員を増員したため、退院促進個別援助プログラムをより一層充実させ、長期入院患者の退院促進を援助し、年々増大する医療扶助費の抑制を図る。

(4) 介護扶助運営マニュアルの見直し等

介護扶助の運営を適正に進めるため、介護扶助マニュアルの適宜見直しを行っていく。

事項	年 月												備 考
	23年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24年 1月	2月	3月	
重点項目	就労支援事業(適正化対策事業)												増員した就労支援員によりきめ細かな支援を実施する。
	収入・資産状況調査、扶養義務調査等(適正化対策事業)												
	自立支援プログラムの有効活用												
	無料低額宿泊所入所者に対する支援の強化												
課題改善	障害者年金受給資格確認業務												障害年金申請プログラムにより確認を行う。
	自立支援法医療適用確認業務												
	不正受給者対策業務												
	仕送り収入確認業務												
経常業務	収入把握等	一斉収入申告徴収											増員した退院促進員によりきめ細かな支援を実施する。
		年金改定											
		課税状況調査											
		恩給改定・老齢福祉年金											
		児童扶養手当改定・除外											
	教育扶助	子ども手当認定替え											
		賞与認定・特別控除											
		教材費調査(小・中)											
		教材費支給(小・中)											
		給食費除外											
	一括認定	給食費認定											
		給食費調査											
		平常着・入学準備金支給											
		基準改定・冬季加算除外											
		代理納付保険料認定替え											
	住宅扶助	冬季加算認定											
		公営住宅家賃認定替え											
		病状調査											
		長期入院患者病状調査											
		レセプト点検(適正化対策事業)											
研究会・ 研究会	ケース棚卸												
	ケース検討会・診断会議												
	事務指導監査												
	統計 全国一斉調査												
研 修	所内会議												月末に開催。他法他施策についての研修及び具体的な事務の取組みについて検討を行う。
	民生委員との定例意見交換会												
	小田原警察署管内福祉事務所意見交換会												
	新任職員研修 総括・医療・介護扶助研修												
	嘱託医研修												
	外部講師研修(適正化対策事業)												
外部研修	全国研修会(ケースワーカー)												
	県新任地区担当員研究協議会												
	一般・精神と隔年で具体的なケース事例に基づき研修を行う。												